

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十六年十月十八日第十一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	指定の取消しに係る道路の種類	第一〇一 号
指定の取消しの 年 月 日	指定の取消しに係る道路の位置	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
令和七年六月二十日		
指定の取消しに係る道路の位置 (単位メートル)	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
九十一・〇	九・〇	九・〇
五十二・〇	六・〇	六・〇
九・〇	六・〇	六・〇
百・〇	六・〇	六・〇
七十六・〇	六・〇	六・〇

第一〇一 号				取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号				指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日				指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番二 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九 番三十一まで				指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十六番四 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九 番二まで				指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
七十・〇				指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)
六・〇				